

# 医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所

## 物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所(以下「本研究所」という。)が公的研究費により発注する建設工事を除く物品の購入および製造、役務その他の契約(以下「物品購入等契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

### (取引停止の措置)

第3条 理事長は、建設工事を除く一般競争参加資格者が、別表に掲げる措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの基準の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 理事長は、別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとの規定する期間の長期を経過した後知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。ただし、当該事案が極めて悪質で、取引停止措置を講じる必要があると認めたときはこの限りではない。

### (取引停止に係る特例)

第4条 業者が次の各号に該当した場合は、前条の規定による取引停止期間の短縮又は延長を行うものとする。

(1) 業者に情状酌量すべき特別の事由がある場合、取引停止の当該機関の2分の1まで短縮することができるものとする。

(2) 業者に極めて悪質な事由がある場合、事由に応じ当該期間の2倍まで延長することができるものとする。

(3) 業者に重過失に相当する事由が2つ以上ある場合は、取引停止期間のうちもっとも長い期間を適用する。

(4) 取引停止期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったときは、当該業者への取引停止処分を解除することができる。

(5) 取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない

等特別の事由があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取り消し)

第5条 理事長は、取引停止された業者について、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止の通知)

第6条 理事長は、取引停止の措置、取引停止の期間の変更、また取引停止を解除したときは、当該業者に遅滞なくそれぞれ通知するものとする。

(取引停止措置等の公表)

第7条 理事長は、取引停止及び取引停止の解除をしたときは、長寿医学研究所ホームページ上で公表するものとする。

(警告又は注意の喚起)

第8条 理事長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるものの他、取引停止、その他必要事項が生じた場合は、理事長が決定する。

(改廃)

第10条 この要領の改廃は理事長が決定する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表 取引停止の措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1. 本研究所発注の購入等契約において、本研究所に提出した資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として、不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
(過失による粗雑な契約履行) 2. 本研究所発注契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたとして認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
(契約違反) 3. 前号に掲げる場合のほか、本研究所発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (1) 履行管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき ア 公害及び危険防止対策が不良のとき イ その他本研究所職員の指示に従わないとき (2) 履行期限を遅延したとき ア 60日以上 イ 30日以上60日未満 ウ 30日未満 (3) 前各号に掲げる以外の場合	当該認定をした日から  3か月 1か月  3か月 2か月 1か月 1か月以上3か月以内
(公衆損害事故) 4. 本研究所発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (1) 死亡者を出し、又は火災等により重大な損害を与えたとき (2) 負傷者を出し、又は(1)に至らない損害を与えたとき	当該認定をした日から  2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内
(履行関係者事故) 5. 本研究所発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を出したとき (2) 重傷者を出したとき	当該認定をした日から  2か月 1か月
(贈賄) 6. 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本研究所の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） (2) 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、(1)に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） (3) 業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。） 7. 次の(1)(2)又は(3)に掲げる者が本研究所以外の公共機関（贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から  4か月以上12か月以内 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8. 私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律 (以下「独占禁止法」という。) 第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として 不適当であると認められるとき。</p> <p>9. 公共機関発注の購入等契約 (以下「公共機関発注契約」という。) に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p>
<p>(談合等)</p> <p>10. 業者である個人、業者の役員又はその使用人が本研究所発注契約における談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>11. 業者である個人、業者の役員又はその使用人が公共機関発注契約における談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>(補助金の不正受給を目的とした不正行為)</p> <p>12. 業者が、補助金等の不正受給を目的とした不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (以下「補助金等適正化法」という。) 第29条若しくは第30条又は詐欺罪の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>13. 本研究所に対し架空請求又は納品の事実を偽るなどの不正行為を行ったとき。</p> <p>14. 公共機関に対し架空請求又は納品の事実を偽るなどの不正行為を行ったとき。</p> <p>15. 前各号に掲げる場合のほか、業務 (個人の私生活上の行為以外の業者の業務全般) に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は公訴を提起されたとき</p> <p>ア 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者 (以下「入札参加資格者等」という。) が該当するとき</p> <p>イ その他の使用人が該当するとき</p> <p>(2) 入札参加資格者等が脱税行為により逮捕、書類送検又は公訴を提起されたとき</p> <p>(3) 入札参加資格者等が業務関連法令に重大な違反をしたとき</p> <p>(4) 本研究所の入札参加に際し、担当職員の指示に従わなかったとき</p> <p>(5) 本研究所の入札参加に際し、落札後、入札参加資格者の責めにより契約を辞退し、信頼関係が損なわれたとき (落札決定留保中の辞退も含む。)</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上24か月以内</p> <p>当該認定をした日から 24か月以内</p> <p>当該認定をした日から 3か月以上9か月以内</p> <p>3か月以上6か月以内</p> <p>3か月</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月</p> <p>3か月以上6か月以内</p>
<p>(その他)</p> <p>16. 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>17. 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>理事長が認定する期間</p>